

用語の説明

歳入科目

一般会計の歳入は次のような科目に分けられています。

県税 県の行政に要する経費を賄うために、地方税法等の規定に基づいて県民の皆さんや県内に事業所を持つ法人等に納めていただく税です。現在、県民税、事業税、地方消費税、自動車税、軽油引取税など12税目となっています。

利子割清算金 都道府県間で個人に係る所得金額を基準に県民税利子割の税収帰属を調整する清算金です。県民税利子割については、金融機関が特別徴収し、口座所在地の都道府県に納入するものですが、インターネット銀行等の利用拡大により、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が拡大している課題に対応するため、令和8年度から清算制度が導入されました。

地方消費税清算金 国から払い込まれた地方消費税については、消費地と課税地を一致させるため、人口や小売年間販売額等、消費に関連する指標により、各都道府県間で清算することとされていますが、この仕組みの中で他の都道府県から支払われることによる収入です。

地方譲与税 国税である特別法人事業税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、航空機燃料譲与税があります。

地方特例交付金 国から地方公共団体へ交付されるもので、次の四種類があります。〔個人住民税減収補填特例交付金〕所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を住民税から控除することに伴い生じる減収を補填するため、交付されるものです。

〔軽油引取税減収補填特例交付金・地方揮発油譲与税減収補填特例交付金〕軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収を補填するため、交付されるものです。

〔自動車税減収補填特例交付金〕自動車税環境性能割の廃止による地方税の減収を補填するため、交付されるものです。

地方交付税 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な財政需要（基準財政需要額）と標準的な税収入等（基準財政収入額）を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として所得税・法人税の33.1%、消費税の19.5%、酒税の50%及び地方方法人税が充てられます。

交通安全対策特別交付金 地方公共団体の道路交通安全施設整備のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を基準として国から交付されるものです。

分担金及び負担金 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき賦課徴収するものです。

使用料及び手数料 県の施設や行政サービスを利用する人々から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、各種施設使用料や各種許可証交付手数料などがあります。

国庫支出金 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。

〔国庫負担金〕義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。

〔国庫補助金〕国が費用の一部又は全部を

負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。〔国庫委託金〕国勢調査事務など本来国が行うべき事務について国が経費の全部を負担して地方公共団体が事業を実施するものです。

財産収入 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。

寄附金 県以外から金銭を譲り受けるものです。

繰入金 特別会計や基金などから一般会計に繰り入れるものです。

繰越金 県の前年度の余剰金を受け入れるものです。

諸収入 県税の延滞金や預金利子、県からの貸付金の元利償還金、収益事業収入などさまざまなものが含まれています。

県債 県が学校を建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行う時などに、その財源を確保するとともに、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、県の信用において長期の資金借入を行うものです。

歳出科目

愛知県では一般会計の歳出を、目的別（款別）に議会費、総務企画費、県民環境費、福祉医療費、経済労働費、農林水産費、建設費、警察費、教育・スポーツ費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の13項目に分けています。

また、歳出を性質別に分類する方法として、本県では独自に義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）、投資的経費（公共事業、単独事業及び災害復旧事業）、その他の経費（単独補助金、貸付金、繰出金等）の三つに分類しています。



愛知県で発売された宝くじの収益金は身近な公共事業に役立っています。